

(市長記者会見資料)

平成20年3月26日

京 都 市

総務局総務部文書課

: 222 - 3076

総務局人事部人事課

: 222 - 3232

平成20年4月1日付けで、組織改正と人事異動を行います。

第1 組織改正

門川新京都市政のスタートの年である平成20年度は、「未来の京都 まちづくり マニフェスト」の達成に向け、スピード感を持って新たな京都市政の第一歩を着実に踏み出すための組織体制を構築します。

【 主な組織改正の内容 】

- 1 市民と行政との「共汗」による新たな市政運営の仕組み（共汗制度）を構築するための「理事」の設置及びマニフェストの実現をはじめとする政策と行財政改革を推進するための「プロジェクトチーム」の設置
- 2 環境や健康の向上，地域コミュニティの形成につながる「歩いて楽しいまちづくり」を全庁横断的に推進するための「交通政策監」と「歩くまち京都推進室」の設置
- 3 同和行政終結後の行政の在り方の総点検及び抜本改革のための「理事」及び「プロジェクトチーム」の設置
- 4 技能労務職の業務の再構築の一環として，区役所・支所の作業員を本庁に集約し，駐輪対策や道路，公園，行政施設の清掃等を行う組織の設置
- 5 国・京都府と連携し，若者の就労支援をはじめとする総合的な雇用対策を推進するための「担当部長」の設置をはじめとする体制の整備
- 6 産学連携や地域貢献など，市民に開かれた芸術大学の機能を強化するための体制の整備

1 市民と行政との「共汗」による新たな市政運営の仕組み（共汗制度）を構築するための「理事」の設置及びマニフェストの実現をはじめとする政策と行財政改革を推進するための「プロジェクトチーム」の設置（総合企画局）

- (1) 市民と行政との「共汗」により未来の京都のまちづくりを進めていく新たな市政運営の仕組み（共汗制度）を構築するため、新たに「理事」を設置します。同理事は、共汗制度のほか、市民参加と大学政策等を担当します。
- (2) 本市の主要政策である「京都創生」、「大学政策」及び「市民参加」を総合的に推進するため、これらの事務を政策推進室に集約するとともに、平成23年以降の市政運営の基本となる新たな基本計画を策定するため、技術的な見地から計画策定に参画する「計画調整課長」を新たに設置するなど、同室の企画部門を強化します。
- (3) マニフェストの実現をはじめとする政策と行財政改革を推進する計画の原案の企画を行うため、政策推進室企画部長をチームリーダーとし、関係局の部課長で構成する「未来まちづくり戦略策定プロジェクトチーム」を、事務分掌規則上の横断的な組織として設置します。

改 正 前	改 正 後
総合企画局（関係分）	総合企画局（関係分）
<ul style="list-style-type: none"> 政策推進室 企画部長 政策調整課 調査係長 （担当課長） （担当係長2） 政策企画課 （担当係長2） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>（理事）</u> 政策推進室 政策総務課長 庶務係長 調査係長 政策調整課長 調整第一係長 調整第二係長 京都創生課長 京都創生係長
<ul style="list-style-type: none"> 京都創生推進室 副室長 （担当係長2） 	<ul style="list-style-type: none"> 企画部長 政策企画課長 計画調整課長 企画調査係長 企画第一係長 企画第二係長 計画調整係長 <u>（担当部長）</u> <u>（担当課長 共汗制度）</u> <u>（担当課長 市民参加・大学）</u> <u>（担当係長 共汗制度）</u> <u>（担当係長 市民参加）</u> <u>（担当係長 大学）</u>
<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト推進室 担当部長 （担当課長3） （担当係長4） 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト推進室 （担当課長 跡地） （担当課長 環境整備） （担当係長 跡地） （担当係長 技術）
	未来まちづくり戦略策定プロジェクトチーム

2 環境や健康の向上，地域コミュニティの形成につながる「歩いて楽しいまちづくり」を全庁横断的に推進するための「交通政策監」と「歩くまち京都推進室」の設置（交通政策監・都市計画局・建設局）

(1) 環境や健康の向上，地域コミュニティの形成につながる「歩いて楽しいまちづくり」を全庁横断的に推進するため，「交通政策監」を局に属さない職として設置するとともに，都市計画局交通政策室の体制を充実し，同室の名称を「歩くまち京都推進室」に改めます。

併せて，交通政策監の統括の下，都市計画局，環境局，産業観光局，保健福祉局，建設局，交通局などの関係局が連携して総合的な交通体系の確立に取り組む体制を整備するため，これらの関係局により構成する「交通政策会議（仮称）」を設置します。

(2) 都心部放置自転車等対策アクションプログラムに基づく施策の推進，自転車総合計画の見直しなど，自転車対策をより一層推進するため，建設局土木管理部に「担当部長」を設置するとともに，同部放置車両対策課の名称を「自転車政策課」に改めます。

改正前		改正後
		<u>交通政策監</u>
都市計画局（関係分） 交通政策室 （担当部長） 交通局企画総務部担当部長併任 企画課長 計画推進課長 （担当課長2） （担当係長5）	→	都市計画局（関係分） <u>歩くまち京都推進室</u> （担当部長） 総合企画局地球温暖化対策室長兼職 （担当部長） 環境局環境企画部長兼職 （担当部長） 文化市民局市民生活部長兼職 （担当部長） 産業観光局観光部長兼職 （担当部長） 保健福祉局保健衛生推進室部長兼職 （担当部長） 建設局土木管理部担当部長兼職 （担当部長） 建設局道路建設部担当部長兼職 （担当部長） 交通局企画総務部担当部長併任 企画課長 <u>公共交通ネットワーク課長</u> 計画推進課長 <u>交通施設計画課長</u> （担当課長） （担当係長7）
建設局（関係分） 土木管理部 放置車両対策課 企画係長 計画推進係長 事業係長 指導係長 施設整備係長 （担当課長2） （担当係長）	→	建設局（関係分） 土木管理部 （担当部長） <u>自転車政策課</u> <u>調整係長</u> 企画係長 計画推進係長 <u>基盤整備係長</u> <u>撤去啓発係長</u> <u>撤去指導係長</u> （担当課長2）

3 同和行政終結後の行政の在り方の総点検及び抜本改革のための「理事」及び「プロジェクトチーム」の設置（文化市民局）

同和行政終結後の行政施策の総点検及び抜本改革を行うため，新たに文化市民局に「理事」を置くとともに，同理事をチームリーダーとし，関係局の部課長で構成する「同和行政終結後の行政の在り方総点検プロジェクトチーム」を，事務分掌規則上の横断的な組織として設置します。

改正前		改正後
文化市民局		文化市民局 (理事)
		<u>同和行政終結後の行政の在り方総点検プロジェクトチーム</u>

4 技能労務職の業務の再構築の一環として，区役所・支所の作業員を本庁に集約し，駐輪対策や道路，公園，行政施設の清掃等を行う組織の設置（文化市民局）

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に掲げる「技能労務職業業務の再構築」の取組の一環として，区役所及び区役所支所に配属されている作業員をより効果的，効率的に活用するとともに，市民サービスの向上を図るため，市民生活部に駐輪対策や道路，公園，行政施設の清掃等の住民要望に対応した業務を行う「サービス事業課」を設置します。

改正前		改正後
文化市民局（関係分） 市民生活部		文化市民局（関係分） 市民生活部 サービス事業課 管理係長

5 国・京都府と連携し，若者の就労支援をはじめとする総合的な雇用対策を推進するための「担当部長」の設置をはじめとする体制の整備（産業観光局）

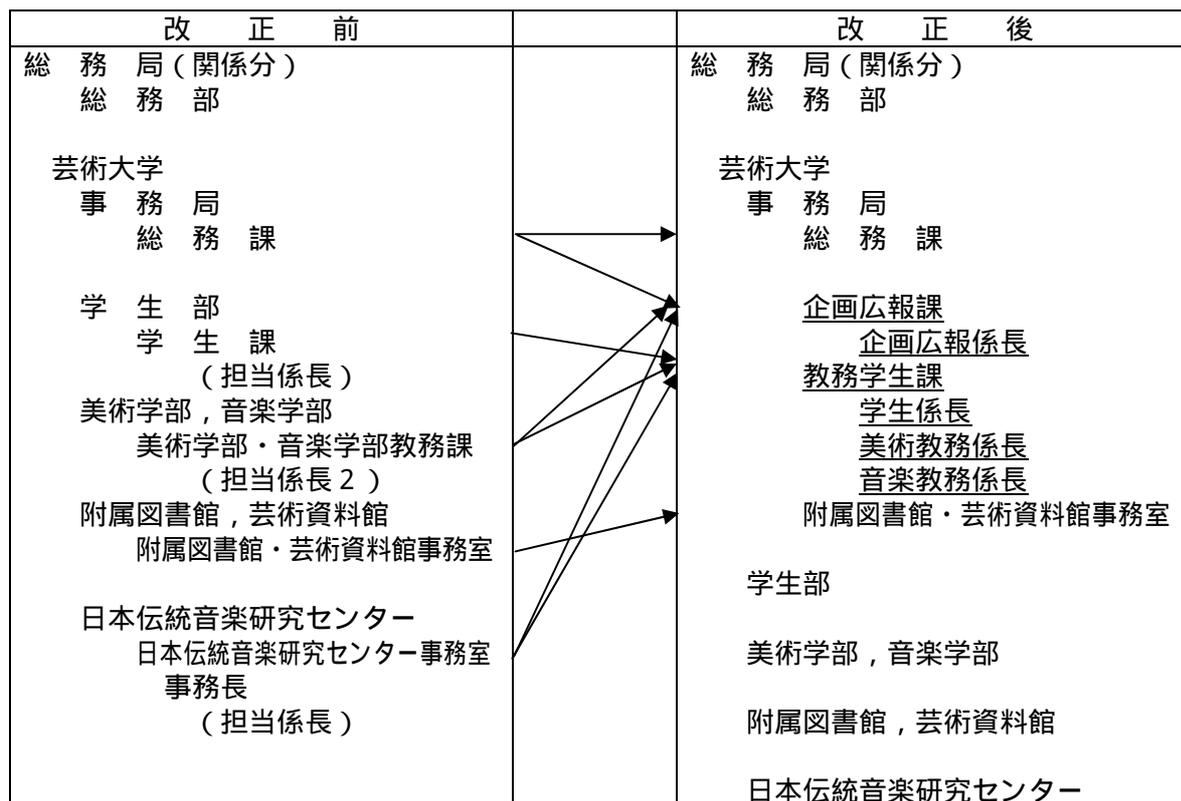
国・京都府と連携し，ニート，フリーターなどの若者の就労支援をはじめとする雇用対策の充実強化を図るため，商工部に雇用創出等を担当する「担当部長」を設置するとともに，経済企画課において雇用対策を統括することとします。

また，関係局の局長等で構成する庁内横断的な組織を設置し，各局の緊密な連携の下で，雇用に関する施策を総合的に推進することとします。

6 産学連携や地域貢献など,市民に開かれた芸術大学の機能を強化するための体制の整備(総務局)

産学連携や地域貢献など,市民に開かれた大学運営を一層推進するため,事務局に企画広報事業を専担する「企画広報課」を設置します。

また,芸術大学の総合力を発揮させるため,学生部学生課,美術学部・音楽学部教務課及び日本伝統音楽研究センター事務室を統合し,「教務学生課」を設置するとともに,附属図書館・芸術資料館事務室も含めて,事務部門を事務局に集約します。



7 その他

(1) 循環型社会の構築を推進するための体制の整備（環境局）

ア 事業系廃棄物の減量対策を効果的に推進するため、廃棄物指導課が所管する事業用大規模建築物の所有者への減量指導に関する事務を循環企画課に移管し、同課において事業系廃棄物の減量対策に関する事務を一元化します。

イ 循環型社会の構築に向け、魚アラの処理を円滑に推進する施設として、平成20年4月から魚アラリサイクルセンターが稼動することに伴い、第2類（課相当）の事業所として「魚アラリサイクルセンター」を設置します。

改正前		改正後
環境局（関係分） 循環型社会推進部 循環企画課 調査係長 廃棄物企画係長 減量推進係長 美化活動支援係長 （担当係長2） まち美化推進課 管理係長 業務推進係長 廃棄物指導課 規制係長 指導係長 （担当係長） 適正処理施設部 施設管理課		環境局（関係分） 循環型社会推進部 循環企画課 調査係長 廃棄物企画係長 <u>減量企画係長</u> <u>事業系廃棄物減量推進係長</u> <u>事業系廃棄物減量指導係長</u> まち美化推進課 管理係長 業務推進係長 <u>減量活動支援係長</u> <u>美化活動支援係長</u> 廃棄物指導課 規制係長 指導係長 適正処理施設部 施設管理課 <u>魚アラリサイクルセンター</u> <u>所長</u> <u>管理係長</u>

- (2) 保健・福祉・医療に関する事務を的確かつ効果的に執行するための体制の整備（保健福祉局・区役所及び区役所支所）
- ア 適正医療の推進を図るため、保健福祉局保健衛生推進室に「医務審査課」を新設し、同局生活福祉部保険年金課が所管している国民健康保険法等による診療報酬の審査事務等及び保健衛生推進室地域医療課が所管している医療監視事務を所管することとします。
- また、地域医療課は廃止し、同課が所管している感染症予防に関する事務は保健衛生推進室健康増進課に、薬務に関する事務は同室生活衛生課に所管させるとともに、健康増進課の名称を「保健医療課」に改めます。
- 併せて、保健所（保健部）衛生課の体制を見直し、環境衛生係長に代えて「生活衛生係長」を設置します。
- イ 後期高齢者医療制度、特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を円滑に実施するため、保健福祉局並びに区役所及び区役所支所の体制を見直します。
- (ア) 保健福祉局生活福祉部保険年金課に次の係長を設置します。
- 特定健診企画係長及び特定健診運営係長（特定健康診査に関する事務を担当）
特定保健指導第一係長及び特定保健指導第二係長（特定保健指導に関する事務を担当）
後期高齢者医療係長（後期高齢者医療制度に関する事務を担当）
- (イ) 区役所及び区役所支所福祉部保険年金課に、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る資格、賦課等の事務を担当する「資格係長」のほか、保険料係長及び年金老人保健係長に代えて、次の係長を設置します。
- 徴収推進係長（国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る滞納整理事務を担当）
保険給付・年金係長（国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る給付事務並びに国民年金に関する事務を担当）
- (ウ) 保健所（保健部）健康づくり推進課の保健係長、普及係長及び指導係長に代えて、次の係長を設置します。
- 成人保健・医療係長（成人保健、医療及び健康増進等に関する事務を担当）
母子・精神保健係長（母子保健及び精神保健等に関する事務を担当）
- ウ 保健福祉局保健衛生推進室健康増進課が所管する介護予防事業及び介護老人保健施設関係事務を保健福祉局長寿社会部長寿福祉課に移管し、同課に「介護予防推進係長」を設置します。
- エ 障害者福祉施設の運営指導及び整備に関する事務を効果的、効率的に実施するため、保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課の施設福祉係長及び施設整備係長の役割分担を見直し、これらの係長の名称を「施設福祉第一係長」及び「施設福祉第二係長」に改めます。
- オ 生活保護世帯数の増加に対応するため、右京福祉事務所保護課に「保護第五係長」を設置します。

改正前		改正後
保健福祉局（関係分） 保健福祉部 障害保健福祉課 企画係長 社会参加推進係長 在宅福祉第一係長 在宅福祉第二係長 精神保健福祉係長 施設福祉係長 施設整備係長		保健福祉局（関係分） 保健福祉部 障害保健福祉課 企画係長 社会参加推進係長 在宅福祉第一係長 在宅福祉第二係長 精神保健福祉係長 施設福祉第一係長 施設福祉第二係長
生活福祉部 保険年金課 管理係長 指導係長 収納係長 年金老人保健係長 審査係長 （担当係長3）		生活福祉部 保険年金課 管理係長 指導係長 徴収対策係長 特定健診企画係長 特定健診運営係長 特定保健指導第一係長 特定保健指導第二係長 後期高齢者医療係長
長寿社会部 長寿福祉課 企画係長 長寿福祉係長 施設整備係長 （担当係長2）		長寿社会部 長寿福祉課 企画係長 長寿福祉係長 生きがい支援係長 介護予防推進係長 施設整備係長
保健衛生推進室 健康増進課 保健企画係長 健康増進係長 保健指導係長 地域ケア係長 （担当係長3）		保健衛生推進室 保健医療課 企画係長 健康増進係長 母子保健係長 食育推進係長 歯科保健係長 感染症予防第一係長 感染症予防第二係長
地域医療課 地域医療係長 医務薬務係長 感染症予防係長 （担当係長2）		医務審査課 医務審査係長
生活衛生課 管理係長 生活衛生係長 食品衛生係長 （担当係長）		生活衛生課 管理係長 生活衛生係長 薬務係長 食品衛生第一係長 食品衛生第二係長

<p>区役所（関係分）</p> <p>福祉部 保険年金課 資格係長 保険料係長 年金老人保健係長</p> <p>保健所（保健部） 健康づくり推進課 管理係長 保健係長 普及係長 指導係長</p> <p>衛生課 環境衛生係長 食品衛生係長</p>		<p>区役所（関係分）</p> <p>福祉部 保険年金課 資格係長 <u>徴収推進係長</u> <u>保険給付・年金係長</u></p> <p>保健所（保健部） 健康づくり推進課 管理係長 <u>成人保健・医療係長</u> <u>母子・精神保健係長</u></p> <p>衛生課 <u>生活衛生係長</u> <u>食品衛生係長</u></p>
<p>右京区役所（関係分）</p> <p>福祉事務所（福祉部） 保護課 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 （担当係長）</p>		<p>右京区役所（関係分）</p> <p>福祉事務所（福祉部） 保護課 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長</p>

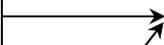
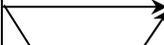
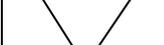
(3) まちづくりに関する事業の推進体制の整備(都市計画局・建設局)

ア 住まいの安心・安全の向上と良好な景観形成を促進するため、都市計画局住宅室住宅政策課に分譲マンションの管理支援に関する事務を担当する「分譲マンション管理支援係長」を設置します。

イ 太秦天神川駅周辺整備事業の進ちょくに伴い、同事業を所管する建設局都市整備部拠点整備課を廃止するとともに、同課が所管していた市街地再開発事業による再開発施設の管理に関する事務を同部区画整理課に移管し、同課の名称を「市街地整備課」に改めます。

また、土地区画整理事業をより一層効果的に推進するため、都市整備部に、長期化している土地区画整理事業の早期収束に向けた事務を所管する「整備推進課」を設置します。

ウ 良好な景観の形成等に向けた道路上の電線類の地中化等の事業を着実に実施するため、建設局道路建設部道路計画課に無電柱化等の計画事務を担当する「道路環境計画係長」を設置するとともに、同課の計画第一係長及び計画第二係長の名称を「道路計画係長」及び「街路計画係長」に改めます。

改正前		改正後
都市計画局（関係分） 住宅室 住宅政策課 調査係長 計理係長 企画係長 （担当係長）		都市計画局（関係分） 住宅室 住宅政策課 調査係長 計理係長 企画係長 分譲マンション管理支援係長
建設局（関係分） 道路建設部 道路計画課 調査係長 計画第一係長 計画第二係長 環境影響評価係長 道路環境整備課 都市整備部 区画整理課 調査係長 指導係長 計画管理係長 事業換地係長 積算係長 （担当係長） 拠点整備課 調査係長 事業係長 （担当係長6） 南部区画整理事務所	     	建設局（関係分） 道路建設部 道路計画課 調査係長 <u>道路計画係長</u> <u>街路計画係長</u> <u>道路環境計画係長</u> 環境影響評価係長 道路環境整備課 都市整備部 <u>市街地整備課</u> 調査係長 指導係長 計画管理係長 積算係長 <u>再開発施設管理係長</u> <u>整備推進課</u> 調査係長 <u>事業推進係長</u> <u>計画換地第一係長</u> <u>計画換地第二係長</u> <u>工事係長</u> 南部区画整理事務所

(4) 事務事業をより効果的，効率的に推進するための体制の整備（総務局・文化市民局・区役所）

ア 各局の政策法務能力の向上と市政の適正かつ公正な運営を確保するための基本となる情報公開及び個人情報保護事務の執行体制の強化を図るため，総務局総務部文書課に次の係長を設置します。

訟務係長（政策法務能力向上に向けた研修，訴訟事務等を担当）

個人情報保護係長（個人情報保護に関する事務を担当）

イ 職員研修のより一層の充実を図るため，職員研修センターに次の係長を設置します。

研修支援係長（各局区等の研修の支援に関する事務を担当）

指導研修係長（被処分者に対する再発防止研修等に関する事務を担当）

ウ 所管する業務の内容を市民に分かりやすくするとともに，職務の位置付けを明確にするため，次のとおり，職の設置及び名称変更を行います。

(ア) 市民にとって最も身近な総合行政機関である区役所の総合庁舎化をより円滑に推進するため，文化市民局市民生活部区政推進課の総合庁舎整備係長及び伏見区総合庁舎整備係長の名称を「総合庁舎整備第一係長」及び「総合庁舎整備第二係長」に改めます。

(イ) 美術館学芸課の担当係長を，美術品等の収集，保管，展示等の事務を行う職としてふさわしい「学芸係長」とします。

(ウ) 京都市立病院診療科の部長補佐の名称を「副部長」に改めます。

エ 右京区役所京北出張所において 税務事務の取扱いを廃止することに伴い，同所の税務係長を廃止します。

改 正 前		改 正 後
総務局（関係分） 総務部 文書課 調査係長 法規係長 企画係長 情報公開係長 職員研修センター 所長 副所長 企画係長 研修係長 （担当係長2）	→	総務局（関係分） 総務部 文書課 調査係長 法規係長 訟務係長 情報公開係長 個人情報保護係長 職員研修センター 所長 副所長 企画係長 センター研修係長 研修支援係長 指導研修係長
文化市民局（関係分） 市民生活部 区政推進課 企画係長 区政係長 市民窓口係長 総合庁舎整備係長 伏見区総合庁舎整備係長 美術館 学芸課 （担当係長）	→	文化市民局（関係分） 市民生活部 区政推進課 企画係長 区政係長 市民窓口係長 総合庁舎整備第一係長 総合庁舎整備第二係長 美術館 学芸課 学芸係長
保健福祉局（関係分） 京都市立病院 診療科 部長補佐	→	保健福祉局（関係分） 京都市立病院 診療科 副部長
右京区役所（関係分） 京北出張所 庶務係長 市民窓口係長 税務係長 福祉係長 保健係長	→	右京区役所（関係分） 京北出張所 庶務係長 市民窓口係長 福祉係長 保健係長

(5) 専決権限の委譲

区役所及び事業所の担当課長への補佐職員の服務管理権限の委譲

局区運営機能の強化と組織内分権の推進を図るため，区役所，事業所の担当課長に，本庁の担当課長と同様に，補佐職員の服務管理権限を委譲します。

第2 人事異動

上記の組織改正を踏まえるとともに、ますます厳しさを増す財政状況の下、多様化し、高度化する市民のニーズに的確に応え、市民一人ひとりが誇りを持って満足度の高い生活を送ることのできる未来の京都を、市民参加と現地・現場主義の徹底によりつくり上げるため、次のような人事異動を行います。

1 重要政策の推進に向けた執行体制の強化

「未来の京都 まちづくりマニフェスト」に掲げた政策の実現をはじめ、重要施策をパワー溢れる推進力で着実に推進し、魅力と個性にあふれた京都のまちづくりを実現するため、地球環境政策監や交通政策監等の局外監や重要政策を特命的に担当する理事、担当部長に力量のある職員を抜擢し、全庁あげての推進体制を強化します。

2 信頼回復のための不祥事の根絶

抜本改革大綱策定以降、不祥事の根絶に取り組んでいるが、未だ、公務員としてはもとより、社会人としての自覚すら欠いている職員と、服務規律の極めて甘い職場が一部に残っていると看做されるを得ない状況である。全庁一丸となって不祥事根絶に取り組む体制を整備するため、市長部局の服務監及び監察担当の部課長級職員を消防局、交通局及び上下水道局に併任させるとともに、環境局に服務監察担当部長を新設するなど、職員の服務管理、指導を断固たる姿勢で厳格に行える体制を更に強化し、この1年で不祥事を生む土壌を一掃します。

3 市民に開かれた市役所づくりの推進

ア 共汗制度の構築と自主広報機能の強化

市民と行政との「共汗」により、未来の京都のまちづくりを進めるため、総合企画局に理事や担当課長等を新設し、新たな市政運営の仕組み（共汗制度）の構築や自主広報機能の強化など、開かれた市政を更に推進するための体制を充実します。

イ 京都商工会議所との人事交流の実施

民間の経営感覚を導入するとともに、産業政策に関する専門知識を持った人材の育成と活用を図るため、京都商工会議所との相互交流を係長級職員において初めて行います。

4 市役所の一体感の創出

市役所内部の意思疎通を密にし、組織を活性化するとともに、これまで以上にスピード感のある行政運営を実現するため、総合企画局、総務局、理財局の管理3局とその他の局、区役所間の異動や、市長部局と交通局、上下水道局などの各任命権者間の人事交流を積極的に行います。

5 区役所の活性化

窓口サービスの向上，各区の個性を生かした魅力あるまちづくりの推進など，市役所の顔である区役所の活性化を図るため，本庁と区役所間の人事交流の促進や庁内公募の実施，意欲ある若手職員の積極的な配置を行います。

また，技術・専門職職員のまちづくり推進課への登用を拡大し，専門的な知識，経験をまちづくりに活用します。

6 事業推進力のある「骨太の人材」と「埋もれた人材」の登用

事業推進体制を強化するため，突破力や推進力，壁を打ち破るパワー溢れる「骨太の人材」を積極的に登用します。

また，豊富な行政経験を積んだ職員の知識と経験を活用するとともに，円滑に継承していくため，実績あるベテラン職員の発掘，登用を行います。

7 女性職員の登用拡大

女性職員の計画的な育成，登用を図るため，局部長級ポストや管理部局ポストへの抜擢を引き続き推進します。

第3 組織数

		改正前		改正後		差引増減	
本	庁	9局39部・室	96課	9局38部・室	95課	1部・室減	1課減
会	計室	1室	1センター	1室	1センター	増減なし	
事業所	第1類	13所	40課	13所	40課	増減なし	
	第2類		54所		55所	1所増	
	第3類		38所		38所	増減なし	
区	役所	11区3支所42部・室	153課 15所	11区3支所42部・室	153課 15所	増減なし	
大	学		2校 8課		2校 7課	1課減	
計						局相当	増減なし
						部相当	1部・室減
						課相当	1課減
						係相当	増減なし

第4 人事異動総数及び内訳

		19年度		20年度	
異動総数		991人	(うち昇任 463人)	907人	(うち昇任 309人)
内訳	局長級	25人	(うち昇任 13人)	26人	(うち昇任 13人)
	部長級	63人	(うち昇任 33人)	58人	(うち昇任 31人)
	課長級	256人	(うち昇任 111人)	220人	(うち昇任 72人)
	課長補佐級	165人	(うち昇任 113人)	150人	(うち昇任 74人)
	係長級	482人	(うち昇任 193人)	453人	(うち昇任 119人)